

44 中央区における飲食店からの騒音被害原因裁定申請事件

(平成23年(ゲ)第3号事件)

(1) 事件の概要

平成23年3月2日、東京都中央区の住民1人から、レストラン運営会社を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人の平穏な生活が奪われ、精神的損害を受けているのは、申請人宅の向かいで被申請人が営業するレストランから発生する来店客の喚声等によるものである、との原因裁定を求めるものである。

(2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。